

令和6年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託に係る  
優先交渉権者選考方法

1 基本事項

優先交渉権者の選考については、優先交渉権者選考審査委員会（以下、「委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、「4 評価点の採点方法」に定める採点方法により算出された評価点が最も高い者を第1優先交渉権者、次点を第2交渉権者として決定する。ただし、委員会の各選考審査委員の配点の合計値（100点×委員数）の6割を基準点とし、評価点が基準点に満たない場合は、契約の目的が十分に達成できないと判断し、契約候補者として選定しない。

また、次の条件を満たすことを選考の前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・提案価格内の業務提案内容となっていること。
- ・指定した仕様を満たしていること。
- ・履行期間に沿った作業スケジュールが組まれていること。

2 評価点が同点の場合の決定方法

評価点が同点の者が2者以上であった場合は、提案価格の総額が低い者を上位の優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する。

3 評価点

選考審査委員一人当たりの配点は、「優先交渉権者選考審査基準」のとおりとする。

4 評価点の採点方法

「優先交渉権者選考審査基準」に記載の評価項目ごとに選考審査委員が採点を行い、選考審査委員全員の合計点を評価点とする。

採点についての判断基準については、次のとおりである。

評価項目の得点	判断基準	説明
5点	特に優れている	要求したレベルを大きく上回る効果が期待できる水準である。
4点	優れている	要求したレベルを満たし、実効性が高く円滑に遂行できる水準である。
3点	ふつう	要求したレベルを満たし、特に支障のない水準である。
2点	やや劣る	要求したレベルをほぼ満たしているが、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1点	劣る	要求したレベルに対して、劣る部分や問題点があり、支障をきたす恐れがある水準である。